

令和8年度 廿日市市立保育園給食調理室  
ねずみ等（衛生害虫）防除業務  
募集要項

廿 日 市 市  
健康福祉部こども課



## 第1 趣旨

この募集要項は、廿日市市立保育園の給食調理室のねずみ等（衛生害虫）の生息調査をはじめとした必要な手立てとともに調理現場に従事する職員の防虫防除等に関する知識習得の側方支援を目的に、それに必要な業務を委託するため事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本事業に最も適した事業者を選定するために必要な事項を定める。

本企画提案募集及び見積合わせは、令和8年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和8年度予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とする。

## 第2 業務概要

### 1 業務名

廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務（以下「本業務」という。）

### 2 募集者数

1 事業者

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

別紙「令和8年度廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務仕様書」のとおり

### 5 提案上限額

880,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 第3 参加資格

本プロポーザルへの参加は、単独又はグループにより行うこととし、プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- 3 公募開始の日から企画提案書の提出の日までの期間において、廿日市市長から業務などに関し指名除外措置を受けていないこと。
- 4 本手続きへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出日から1か月以内の時点において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または市暴力団排除条例に該当する者でないこと。
- 6 当該事業において、国又は県からの補助金又は交付金等を受け、若しくは他の民間団体からの補助金等を受けていないこと。

## 第4 公募の手続き

### 1 日程

	日 程	内 容
令和8年	3月9日(月)から 3月24日(火)正午まで	募集要項等の公表
	3月9日(月)から 3月17日(火)正午まで	参加表明書の提出
	3月9日(月)から 3月13日(金)正午まで	質問の受付
	3月16日(月)午後5時	回答(公表)・修正公募資料の公表
	3月9日(月)から 3月24日(火)正午まで	企画提案書の受付
	3月26日(水)	審査委員会での審査(書類審査)
	3月30日(月)【予定】	優先交渉権者の決定通知
	4月1日(水)【予定】	契約締結

### 2 担当部署

廿日市市 健康福祉部 こども課保育係

住 所：〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号

電 話：0829-30-9154

メール：kodomom@city.hatsukaichi.lg.jp

### 3 募集要項等の配布

#### (1) 配布開始日

令和8年3月9日(月) 午前9時から

#### (2) 配布場所

廿日市市公式ホームページ

## 第5 参加表明

### 1 参加表明書

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の内容による参加表明書を提出すること。なお、グループにより参加する者にあつては、それぞれに書類を作成し提出すること。また、代表となる企業名を明らかにすること。

#### (1) 提出書類

	提出書類	様式
1	プロポーザル参加表明書	様式1
2	企業概要調書	様式3
3	誓約書 ・ 原本提出。写し不可。 ・ 実印を押印してください。	様式4

#### (2) 提出部数

各1部

### 2 提出期限

令和8年3月17日(木)正午【必着】

※提出は、提出期限時刻を除いて、廿日市市役所開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。

### 3 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等期限内に市へ到着することが確実な手段を用いること）により、「第4 2 担当部署」に提出すること。なお、持参の場合は、事前に連絡すること。

### 4 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、様式2「プロポーザル参加辞退届」を速やかに持参又は郵送により、担当部署に提出すること。なお、これにより、指名除外などの不利益な扱いをするものではない。

## 第6 質問・回答

### 1 質問

募集要項のほか、公募にあたり公表する書類（以下「募集要項等」という。）に関する質問がある場合は、次の日程及び方法により、電子メールで質問票（様式5）を提出すること。なお、意見や提案に類するものは受け付けない。

#### (1) 受付期間

令和8年3月13日(金)正午まで  
期間を経過した質問は受け付けない。

## (2) 提出方法

提出は、電子メールによること。また、提出にあたっては、PDFファイルなど、別のファイル形式を用いず、エクセルファイルにより提出すること。これ以外の方法により提出された質問票は受け付けない。

- ・メールアドレス：kodomo@city.hatsukaichi.lg.jp
- ・メール件名：【質問票\_保育園ねずみ等防除業務】とすること。
- ・メール添付：様式5「令和8年度ねずみ等（衛生害虫）防除業務質問票」
- ・メール本文：担当者の氏名、連絡先等を記載すること。

## 2 回答

質疑内容及び質疑に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと市が認めたものを除き、令和8年3月16日(月)午後5時に、市ホームページにおいて公表する（質問者の名称等は公表しない）。なお、市が公表から除外した質問は、回答期日において、質問者に直接電子メールで回答する。また、質問及び回答の内容により、募集要項等の修正が必要と市が判断した場合には、質疑回答の公表に併せて、修正した募集要項等を公表する。

## 第7 企画提案書

本プロポーザルの参加資格を有する者で、企画提案書を提出する者は、次の要領により企画提案書を作成し、提出すること。

### 1 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

次の書類について、必要部数を印刷し、以下の記載順に綴じ、提出すること。なお、正本のみ企業名を付すこととし、副本には企業の名称やロゴマークなど企業名が判るような表記をしないこと。

	提出書類	部数	備考
1	提案書提出届	正 1 部 副 7 部	様式 6  正本 1 部のみ押印
2	見積書	正 1 部	様式 7  正本のみに添付
3	企画提案書	正 1 部 副 7 部	任意様式 次の内容を記載すること ア 仕様書に記載された業務の実施方法及び実施計画について イ トラップ設置場所の検討方法及び考え方について ウ 生息調査に必要な物資の支給方法について エ 調理現場における衛生害虫等の生息調査の支援方法について オ 調理現場に従事する職員の防虫防除等に関する知識習得の側方支援について カ その他、調理現場の衛生管理に有効な提案
4	情報非公開希望申立書	1 部	様式 8  正本のみに添付 非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、必ず提出すること。

#### (2) 提出期限

令和 8 年 3 月 2 4 日（火）正午まで【必着】

※提出は、提出期限の時刻を除いて、廿日市市役所開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

#### (3) 提出方法

持参又は郵送により、「第 4 2 担当部署」に提出すること。なお、持参の場合は、事前に連絡すること。

#### (4) 提出された提案書類の取扱

ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

イ 本件に係る情報公開請求があった場合には、廿日市市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号）に基づき、提案者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあるが、公にすることにより、

法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書（様式8）により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。ただし、市で検討の結果、公開となる場合もある。非公開を希望しない場合でも、その旨を記載し、申立書を提出すること。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

エ 企画提案書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

オ 企画提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

カ 提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的で使用しない。

キ 提出された書類は、一切返却しない。

## 第8 審査方法

### 1 審査方法

提案の審査は、市が設置する「廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

提出された書類をもって審査を行い、プレゼンテーション等を行わない。

### 2 審査基準

評価項目			配点
<b>ア 仕様書に記載された業務の実施方法及び実施計画について</b>			20
小項目	配点	評価区分	
・ 保育園の実情に即した内容となっているか	10	・ 非常に優れている ×1.0 ・ 優れている ×0.85 ・ 通常 ×0.7	
・ 駆除方法を提案する際に、経済的な手法を考えているか → 主な駆除方法とその参考額を提示すること	10	・ 少し劣っている ×0.6 ・ 劣っている ×0.5	
<b>イ トラップ設置場所の検討方法及び考え方</b>			10
小項目	配点	評価区分	
・ 専門的見地から設置場所の提案がされる可能性があるか	10	・ 非常に優れている ×1.0 ・ 優れている ×0.85 ・ 通常 ×0.7 ・ 少し劣っている ×0.6 ・ 劣っている ×0.5	
<b>ウ 生息調査に必要な物資の支給方法</b>			5
小項目	配点	評価区分	
・ 保育園の保管スペースなど実情に即したのものとなっているか	5	・ 非常に優れている ×1.0 ・ 優れている ×0.85 ・ 通常 ×0.7 ・ 少し劣っている ×0.6 ・ 劣っている ×0.5	

エ 調理現場における衛生害虫等の生息調査の支援方法について			20
小項目	配点	評価区分	
・生息調査が市職員が行う場合の具体的支援が記載されているか	10	・非常に優れている×1.0 ・優れている ×0.85	
・その支援方法が有効なものとなっているか	10	・通常 ×0.7 ・少し劣っている ×0.6 ・劣っている ×0.5	
オ 調理現場に従事する職員の防虫防除等に関する知識習得の側方支援について			15
小項目	配点	評価区分	
・調理現場に従事する職員への相談体制は有効か	5	・非常に優れている×1.0 ・優れている ×0.85	
・様々な事例を踏まえた的確な指導・助言の体制が整っているか	10	・通常 ×0.7 ・少し劣っている ×0.6 ・劣っている ×0.5	
カ その他、調理現場の衛生管理に有効な提案があるか			10
小項目	配点	評価区分	
・本市の調理現場の衛生管理に不足している点を踏まえているか	5	・非常に優れている×1.0 ・優れている ×0.85	
・調理現場に従事する職員の基礎知識が向上する内容か	5	・通常 ×0.7 ・少し劣っている ×0.6 ・劣っている ×0.5	
キ 提案価格の経済性			20
・価格評価点＝配点（20点）×提案のうち最低提案価格÷当該参加者の提案価格			
合 計			100

※小数点第2位まで算出

### 3 選定方法

審査委員会が提出書類を審査し、最高得点者を本業務に適した候補者として選定する。最高得点者が複数になった場合は、提案価格がより低い者を優先交渉権者として決定する。

本プロポーザルの参加者が1者のみであっても、合計得点が配点の7割以上の場合は、優先交渉権者とする。

なお、審査委員会のそれぞれの委員の持ち点を審査基準で示した100点とし、委員全員の合計点の平均点をもって審査委員会の評価点数とする。

#### 4 審査結果の通知

審査結果については、その結果にかかわらず、令和8年3月30日(月)までに電子メールで通知する。

なお、審査結果の問い合わせには一切応じない。

### 第9 契約

- 1 優先交渉権者は、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が調った場合、個別に委託契約を締結する。
- 2 優先交渉権者と契約を締結しない場合は、審査委員会の審査順位の高い提案者から順に協議を行う。

### 第10 失格事項等

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- 1 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- 2 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 3 企画提案の内容が仕様書で求める内容を満たしていない場合
- 4 見積書の金額が委託上限額を超える場合
- 5 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- 6 その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 第11 その他

提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。

様式1

令和 年 月 日

廿日市市長 様

所在地  
代表者名

プロポーザル参加表明書

廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務において、関係書類を添えて、プロポーザル参加表明書を提出します。

また、当該プロポーザルへの参加資格を満たすことを誓約します。

様式2

令和 年 月 日

廿日市市長 様

所在地  
代表者名

プロポーザル参加辞退届

廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務について、参加表明書を提出しましたが、次の理由により参加を辞退します。

（理由）

様式3

企業概要調書

- 1 会社名 :  
 2 所在地 :  
 3 設立年月日 :  
 4 資本金 : 円  
 5 従業員数 : 人  
 6 自己資本比率 : %  
 7 年間売上高 : 円  
 8 その他特記事項 :

※ 従業員数、自己資本比率、年間売上高は、できるだけ最新のものを記入するものとし、いつ時点の数値か明記すること。(例：従業員数：500人（R3.3.31現在）)

※ 自己資本比率は、小数点第2位まで記入すること。

9 防除関連の有資格者

資格の名称及び資格取得者数	登録日	有効期限	登録証番号

※ 資格を証する文書のコピーを添付すること。

10 営業所

名称	所在地	電話番号及びFAX番号
(主たる営業所)		
(代理人を置く営業所)		

誓 約 書

私は、次の事項について誓約します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、廿日市市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査協力について

廿日市市が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。

・上記1、2に違反した場合、参加資格は取り消されます。

令和 年 月 日

廿日市市長 様

所在地  
代表者名

令和 8 年度 21 日 市立 保育園 給食 調理 室 ね ず み 等 防 除 業 務 質 問 票

令和 年 月 日

会社等名		
担当部署		担当者
TEL		FAX
電子メール		

No.	資料名	項目名	内容	回答
例	募集要項	第 7 企画提案書 1 企画提案書等の提出		

- ※列の挿入や削除、幅の変更はしないこと。ただし、行高の変更は差し支えない。
- ※行が不足する場合は、行の挿入により必要な行を確保すること。
- ※質問内容は簡潔明瞭に、分かりやすく記入すること。
- ※記入例を参考に、質問箇所を特定して質問すること。
- ※エクセルファイルにより提出すること。PDFファイルなど、他のファイル形式を使用しないこと。

様式6

提案書提出届

令和 年 月 日

廿日市市長 様

所在地  
代表者名

廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務企画提案書作成要領に基づき、企画提案書類一式を提出します。

項目		内容
担当者	氏名	
	所属	
	役職	
	電話番号	
	E-mail	

【提出書類】

- 様式6 「提案書提出届」（本書）
- 様式7 「見積書」
- 任意様式 「企画提案書」
- 様式8 「情報非公開希望申立書」

廿日市市長 様

所在地

代表者名

見積書

廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務において、当該事業経費を次のとおり見積もります。内訳は、添付の見積内訳のとおりです。

経費見積額（消費税抜）  
(A)

		百万			千			円
--	--	----	--	--	---	--	--	---

消費税額（端数切捨）  
(B)

		百万			千			円
--	--	----	--	--	---	--	--	---

消費税込 (A) + (B)

		百万			千			円
--	--	----	--	--	---	--	--	---

廿日市市長 様

所在地  
代表者名

情報非公開希望申立書

提出した廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務における企画提案書等提出書類一式において、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）の規定に基づく開示請求による公開が行われた場合に、事業を営む上で、権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるため、次の部分において非公開を希望します。

非公開を希望する部分	利益が害される具体的な理由
<p>※ページ、箇所等を示してください。</p> <p>※企画提案書等の非公開を希望する部分を黒塗りしたものを添付してください（<u>ページの全てを黒塗りせず、部分的に黒塗りをしてください。</u>）。</p>	<p>※事業を営む上で、権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあると認めるに足りる合理的な理由を具体的に記載してください。</p>

※非公開を希望する部分がない場合でも、「該当なし」と記載し、当該申立書は必ず提出してください。